

(委員の主な意見)

- ・ 地方公営企業法の一部適用では、事務部門の職員の育成が困難である。
理事長が、職員の採用を始め、経営に関する幅広い権限を持つことが、地方独立行政法人のメリットである。
- ・ 地方独立行政法人の場合は、他の医療機関への医師派遣が容易である。
病院職員の派遣が迅速かつ弾力的にできるようになれば、地方独立行政法人化することのメリットは非常に大きい。
- ・ 病院職員が意欲を持って働くことのできる環境でないと、患者をみることは非常に難しいのではないか。「働く環境」という観点からみると、適材適所で人員の配置ができる、柔軟性のあるシステムが良いのではないか。
- ・ 不採算医療等に県民の税金を投入する以上、効率性を念頭に置き、不採算部門であっても、可能な限り税金の投入を少なくできるような経営形態を選択すべきではないか。
- ・ 今後の県立病院の経営形態としては、地方独立行政法人の非公務員型がふさわしいのではないかと思う。ただし、経営形態が変わることには現場に不安があるとも聞くので、職員には時間をかけて説明を行い、理解を求める必要がある。
- ・ 新たな経営形態への移行に当たっては、病院現場への周知と意見交換に努め、医師をはじめとする病院職員がモチベーションを失わないような体制を維持して頂きたい。